附　則

（施行期日）

1　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和七年五月二十六日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の旅券法施行規則の規定は、施行日以後にされる一般旅券に関する申請及び公用旅券に関する請求に係る事務については、なお従前の例による。

3　旅券法施行規則別記第一号様式から別記第三号の二様式まで、別記第五号様式、別記第九号様式、別記第十一号様式、別記第十三号様式、別記第十三号の二様式、別記第十五号様式及び別記第十六号様式の各様式については、当分の間、改正後の様式にかかわらず、なお改正前の様式によることができる。

○経済産業省令第四十四号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和七年五月二十三日

経済産業大臣　武藤　容治

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整理に関する省令

（航空機製造事業法施行規則等の一部改正）

第一条　次に掲げる省令の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一　航空機製造事業法施行規則（昭和二十九年通商産業省令第五十二号）第三十九条第三号

二　競輪審判員、選手および自転車登録規則（昭和三十二年通商産業省令第三十九号）第九条第二号及び第十六条第二号

三　小型自動車競走審判員、選手および小型自動車登録規則（昭和三十二年通商産業省令第四十一号）第九条第二号及び第十六条第二号

四　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第五条第四号

五　自転車競技法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十七号）第三条第二項第二号

六　小型自動車競走法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十八号）第六条第二項第二号

（外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令の一部改正）

第二条　外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令（昭和四十四年通商産業省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

様式中「[illegible]」を「[illegible]」に改める。

（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則等の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第四十四号）第七条第一項第五号ハ

二　中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十八条第二項第七号ロ

三　中小企業支援法第十三条第一項に規定する情報提供業務を行う者の認定に関する省令（平成二十五年経済産業省令第四十六号）第二条第一項第三号ハ

四　使用済燃料再処理・廃炉推進機構に関する省令（平成二十八年経済産業省令第八十九号）第四条第二号ロ及び第六条第二号ロ

附　則

（施行期日）

1　この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令による証票については、当分の間、この省令による改正前の外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令による証票を取り繕い使用することができる。

○経済産業省令第四十五号

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十六条第一項及び第三項並びに第十七条の規定に基づき、不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二十三日

経済産業大臣　武藤　容治

別表第一中タイの項の次に次のように加える。

東ティモール民主共和国	